

令和4年第10回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和4年10月25日)

奥州市農業委員会

令和4年第10回奥州市農業委員会総会議事録

令和4年10月25日(火) 午後9時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 奥州市農業施策に関する意見・提案の決定について

出席委員（20名）、欠席委員（3名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文 (欠席)	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男 (欠席)
22 小野 鮮悦 (欠席)	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

- 7 菊地 二九男
- 24 小野寺 芳孔
- 36 加藤 公夫

事務局職員

- 事務局長 菊池 紀人
- 事務局長補佐 佐々木 治彦
- 農地係 係長 佐藤 茂樹
- 主事 安倍 利紗
- 主事 小原 朋世
- 農業振興係 係長 菅野 伸
- 主任 小野寺 真優

議長 ただいまより、令和4年第10回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、7番、菊地隆文委員、17番、紺野弘行委員、21番、植松郁男委員、22番、小野鮮悦委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、菊地二九男推進委員、小野寺芳孔推進委員、加藤公夫推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、6番、松戸正雄委員、8番、星洋子委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和4年9月15日から令和4年10月17日までの主な内容をご報告申し上げます。9月17日、3年振りに第57回奥州市産業まつりが開催されました。同日、姉妹都市、北海道長沼町訪問団歓迎会が開催されております。9月22日、第9回農業委員会総会を開催し、農地案件等7件について審議決定いたしております。同日、第6回農政専門委員会を開催し、農業施策に関する意見・提案書の校正等について協議しております。9月27日、令和4年度第1回地域農業マスタープラン検討会が開催されております。

す。人・農地プランの法定化や集中支援モデル地区の報告があり、中心経営体とプラン変更の説明がありました。これで、市全体の中心経営体は1024経営体となりました。10月6日、令和4年第6回運営委員会を開催し、市に提出する意見提案書について協議いたしました。本日の総会で審議決定いただき、11月8日に市長に直接手渡しする段取りとなっています。以上でございます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 今月の報告件数35件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号7の1件です。番号7について、水沢東担当の佐藤委員に情報提供をさせていただく予定です。水沢担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号18、番号26、番号27の3件です。以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 18番、家子洋子委員。

18番委員 18番、家子洋子です。4番ですが、登記簿は田んぼで雑種地をそのまま相続していることになってますが、場所は水沢なのに胆沢のほうに住まわれてて、この雑種地に関しては、特に農業委員会としては何もアドバイスといたしますか、そういうのは無い訳でしょうか。耕作放棄地になりつつあるのかなと心配して、ちょっと質問させていただきました。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 はい、ただいまのご質問についてです。胆沢の方がご相続ということで、水沢のここ、前の方のお住まいと言えいいんでしょうか、当然空き家になりましたので、今後は遊休農地として捉える必要があるかと思えます。自宅周りが耕作さ

れてなかった関係で雑種地評価されており、今回載せております。今後ちょっと、事務局のほうでも気をつけて見て参りたいと思っております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 18番、家子洋子委員。
18番委員 ありがとうございます。
議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 小原主事。
主事 今月の報告件数は7件です。労力不足による解約1件のほか、農地中間管理事業に係る解約4件が含まれています。他の議案に関連するものについては、番号2、番号3が議案第1号番号2と議案第2号番号12に、番号4、番号5が議案第1号番号2に、番号7が議案第5号番号5に関連があります。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 小原主事。
主事 今月の案件は、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件の計8件です。番号1は総額2万円です。番号2は総額25万円です。番号3は新規就農による賃借権の設定で、賃借料年額1万円です。借人は、これまで農家の農地を利用させてもらい野菜等の栽培を行ってきましたが、本格的に農地を借りて農作業を行うものです。作付け作物はアスパラ、ブロッコリー、ピー

マン等の野菜を栽培予定です。番号4は空き家バンク関連の売買で、総額20万円です。譲渡人は別に居住しており、今後使用する見込みが無いことから、空き家バンクに登録を行っております。付属した農地のうち、当該空き家に隣接した農地について申請がされています。譲受人は、当該空き家に移住して農地を管理、耕作を行う予定で、作付け予定作物はさつまいも、ピーマン等の自家用野菜です。令和4年9月7日に伊藤周治委員、及川隆光推進委員と事務局職員1名の計3名で現地確認を行いました。耕作されず草刈り管理等もされていないため遊休農地と判断しました。番号5は総額50万円です。以上8件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、番号4が空き家バンク関連案件となりますので、現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号4について、3番、伊藤周治委員申し上げます。

4番委員 はい、3番の伊藤でございます。9月7日、及川隆光推進委員と事務局の宍戸主任と私で現地確認をいたしました。空き家になってから大分古いのかなっていうふうに思う程、家自体はかなりもうボロボロでしたね。それに入口も草ぼうぼうで、これは大変なところだっていうふうに思って帰りました。耕作も何も出来ておりませんで、遊休農地という判断とするしかないなというふうに思っております。今初めて売買の価格も知りましたが、本当に大丈夫かなっていう、逆に心配するような感じで帰って参りました。以上、報告いたします。

議長 現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 12番、岩淵壽子委員。

12番委員 岩淵です。今の遊休農地のことなんですけれども、そこに入る方は何歳位で、家族はどんな感じかなと思いました。

(「議長」の声あり)

議長 小原主事。

主事 年齢は43歳で、家族は5人です。労働状況については、申請者がお一人で作業されるようです。

(「議長」の声あり)

議長 12番、岩淵壽子委員。

12 番委員 はい、了解しました。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 14 番、渡部昭吉委員。

14 番委員 14 番、渡部です。引き続きお聞きします。20 万円の売買価格は住宅も含めた金額になってますか、それとも農地だけでしょうか。それから先程、伊藤周治委員から、住宅自体も何か住めるような状態ではないような報告を受けてますが、現在この方、別の所に住所があるようですが、現在の住所地は持ち家なのでしょうか、それとも借家か何かなのでしょうか。確認させてください。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 はい、ただいまのご質問についてです。まず価格につきましては、空き家に関する売買契約の中でしたので、当然宅地、建物、すべての金額の中から案分する形で出ております。合計の金額でやり取りされて、単独での金額でなかったもんですから、そこはご理解いただければと思います。また、現在のご住所については、自宅一戸建てではあるようなんですけれども、他のご家族とお住まいで、そこから独立する形となります。以上です。

(「議長」の声あり)

議 長 14 番、渡部昭吉委員。

14 番委員 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 23 番、鈴木哲也委員。

23 番委員 はい。23 番、鈴木です。5 番について、ちょっとお尋ねをいたします。この方、現在本当に農業やられているのか、ご確認いただきたいと思います。また、今度買い求めた水田についても、何を作付するのか具体的にお知らせ願いたいと思います。

(「議長」の声あり)

議 長 小原主事。

主 事 現在の作付け状況については、台帳で水稻を行っているということを確認しております。これからの作付けについては、水稻、サツマイモ、ニンニクを育てていく予定だそうです。労働条件については、ご本人様のほかに、ご家族 2 人も従事することを確認しておりますので、今回申請出来ると判断いたしました。

(「議長」の声あり)

議長 23番、鈴木哲也委員。

23番委員 はい、ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が11件、所有権の移転が4件の計15件です。番号13の譲受人についてご説明します。以前、認定農業者だった父のもとで経験を積み、令和2年6月に経営移譲を受けてから、自ら認定農業者として農業を営んでいます。別世帯の父が所有または借り受けた農地で経営を行っているため譲受人名義での耕作地はありませんが、実際の耕作面積は約5.5haです。主な経営作目は、水稻、肉用牛で、申請地は水田として利用する予定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であること、あるいは、今回の申請分を含めて、経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は1件です。番号1は自己住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は560.43㎡です。都市計画法の用途地域内にあることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから、転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1について、菊地二九男推進委員お願いします。

推進委員 それでは、議案第3号第4条の現地確認の報告をいたします。10月12日、鈴木喜一農業委員、事務局の佐藤係長と私の3名で、番号1番の案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況は、番号1が自己住宅を整備するものであります。現地は整備された畑であり、ニンジン、ネギ、ニラ等が植えられていました。都市計画法の用途地域であり、許可申請及び転用計画簿が添付されており、問題ないと思われまます。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、16番、鈴木喜一委員より補足説明はありますか。
16番委員 ありません。

議長 議案第3号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 はい、1番の千葉と申します。お聞きします。転用目的の欄にですね、非農用地を含む総事業面積ということで入ってるんですが、そこ一帯の転用面積でしょうから、これはありがたいことなんですが、それ以降に実測面積っていうことで表現してあるんですけど、実測をしなきゃならない理由があるのかが1つ。それ

から面積が 560.43 m²とコンマ以下二桁まで出てるんで、それ位精度の高い測量をしなきゃならないのかというのが、もう1点の質問になります。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい、ただいまのご質問についてです。申請の土地が 398 m²だったんですが、進入路等の部分です、既存の宅地部分から使う形で、合計でこの面積になります。それで、宅地部分を分筆しておりませんので、この位の面積を使うということで今回測量をした関係で、小数点以下が入っております。なので、宅地部分を測量した数字が小数点以下ということでご理解いただければと思います。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 それでは、ここについては地籍校正が伴うということなんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 失礼いたしました。宅地の中でですね、この小数点以下二桁を含む部分を使うということだけで、分筆しておりませんので、元の宅地の面積からこの部分だけを、今回の転用申請のところに含めて使うというだけです。特に、既存の宅地部分について、地籍更正等はいりません。あくまでも、すでにある宅地部分の一部分、この部分だけを使うということでございます。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 じゃあ、すべての申請に対して測量義務があるというわけではなくて、たまたま、このケースの場合はそういう数字が出てきたということで、そんなに測量経費は掛けなくてもいいというふうに理解してよろしいんですね。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定さ

れました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は7件です。番号1から番号3は都市計画法の用途地域内にあることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可であり、いずれも計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号1は売買により従業員及び社用車駐車場13台分、番号2は非農地を含む総事業面積425㎡で売買により自己住宅、番号3は非農地を含む総事業実測面積1,038.45㎡で売買により従業員駐車場38台分をそれぞれ整備するものです。番号4は贈与により自己住宅を整備するもので、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「集落に接続して居宅を建築するもの」であること、農業後継者が実家の近くに自己住宅を整備するもので、代替性がなく、農地の蚕食性もなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号5は一時転用案件で、非農地を含む総事業実測面積2,689㎡で使用貸借により作業通路等を整備するもので、令和5年6月30日までの利用となります。農業振興地域の農用地区域内であることから農用地区域内農地と判断しました。農用地区域内農地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する一時転用であること、経営体育成基盤整備事業に伴う作業通路等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号6は贈与により自己住宅を整備するもので、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「集落に接続して居宅を建築するもの」であること、実家に同居しているが、手狭となり新たに自己住宅を整備するもので、代替性がなく、農地の蚕食性もなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号7は贈与により自己住宅を整備するもので、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「集落に接続して居宅を建築するもの」であること、市外の賃貸

住宅に住んでいるが配偶者の実家がある地域に自己住宅を整備するもので、代替性がなく、農地の蚕食性もなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1及び番号2について、菊地二九男推進委員お願いします。

推進委員 推進委員7番の菊地です。議案第4号第5条の現地確認の報告をいたします。

10月12日、鈴木喜一農業委員、事務局の佐藤係長と私の3名で、番号1番から2番までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況は、番号1が駐車場13台分を整備するものです。自己保全管理で草刈がされていなかったが、地権者が県外の方で、最近までは管理されていた形跡がありました。事業所の駐車場として整備するもので、現在利用している駐車場と隣接しており、利便性が高く、また地域の景観の面からも問題ないと思われます。番号2が自己住宅を整備するものです。畑も草刈されており、特に問題ありません。許可申請書及び転用計画も添付されており、両者良好な関係で問題ないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、16番、鈴木喜一委員より補足説明はありますか。
16番委員 ありません。

議長 次に、番号3から番号5について、9番、千田傳委員お願いします。

9番委員 はい。9番、千田傳です。議案第4号の現地確認の報告をいたします。10月11日、後藤推進委員と事務局の佐藤係長と私の3名で、3番から5番までの案件について現地確認を行いました。転用による周辺農地への制度に及ぼす影響もなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況は、番号3につきましては、従業員の駐車場38台分を整備するものであって、東が用悪水路、西が田んぼ、南も田んぼ、北が用悪水路で、この駐車場の前が工場となっております。4番につきましては、自宅を整備するものであって、状況は東が畑、西も畑、南が市道、北側が先程言った住宅、畑となっております。5番につきましては、経営体育成整備事業のため、作業通路及び資材置場を整備するものであって、事務局が説明したとおり一時転用ということでございます。現状は東が用悪水路、西が田んぼ、南が田んぼ、原野、山林、北側が田んぼ、原野でございます。圃場整備を行うところで、パイプラインとか何とかを通す工事のようであって、いずれにせよ適正な転用計画だと確認をしてきました。以上、報告を申し上げます。

議長 次に、番号6及び番号7について、加藤公夫推進委員お願いします。

推進委員 36番、胆沢の加藤です。よろしくお願いします。議案第4号第5条、現地確認の報告をいたします。10月12日、鈴木哲也委員、事務局の佐々木局長補佐と私の3名で、6番、7番の案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており、事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。なお、現地の状況は、番号6は周囲が宅地化された一角の農地に居宅を建設するもの。7番は東側が宅地、西側が水田、南側が道路、北側が宅地に囲まれた体験型の農地に居宅を建設するもの。草刈等の管理はされており、事前着工もないことから、転用もやむなしと判断しました。以上、報告します。

議長 ただいまの報告について、23番、鈴木哲也委員より補足説明はありませんか。
23番委員 はい、ありません。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は5件です。番号1は農業用作業場、庭及び農機具保管庫として利用しております。番号2は原野化したもので、復旧困難な状況です。番号3は宅内通路、居宅及び庭。番号4は宅内通路。番号5は居宅として利用しております。いずれの案件も農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしくお願

いたします。

議長　　ここで、現地確認報告を求めます。

番号1について、菊地二九男推進委員お願いします。

推進委員　推進委員7番の菊地です。議案第5号適用外の現地確認の報告をいたします。

10月12日、鈴木喜一農業委員、事務局の佐藤係長と私の3名で、番号1番の案件について現地確認を行いました。農地への復旧が困難かつ、その状態となつてから50年以上が経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断しました。なお、現地の状況は、昭和43年頃から農業用作業場、農機具保管庫、駐車場として使用されており、農業用水路は全く機能していません。自己保全の管理にて、除草剤を使用しています。このことから、適用外が妥当と思われれます。以上、報告いたします。

議長　　ただいまの報告について、16番、鈴木喜一委員より補足説明はありませんか。
16番委員　ありません。

議長　　次に、番号2について、9番、千田傳委員お願いします。

9番委員　はい。9番、千田傳です。議案第5号、現地確認の報告をいたします。10月11日、後藤推進委員と事務局の佐藤係長と私の3名で現地確認を行いました。この場所につきましては河川敷の中に位置し、周辺が雑木林状態で、この地番がはっきり何処なのかわからない状況です。ここに書いてあるとおり、昭和60年頃から不耕状態になっていることでありますが、現地確認に行つて現地が分からなかった状況でございました。周辺のかなりの面積が柳の木などが生え揃つていて、帰り道に見た時には一部畑を作つてる場所もありますが、現状は畑の形も何もわからない状況でありました。以上、報告を申し上げます。

議長　　次に、番号3について、小野寺芳孔推進委員お願いします。

推進委員　推進委員24番、小野寺です。議案第5号、現地確認の報告をいたします。10月11日、紺野弘行農業委員、事務局の佐藤係長と私の3名で、番号3番の案件について現地確認を行いました。農地への復旧は困難かつ、その状態となつてから30年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。現地の状況は、家の周りということもあり、手入れはきちんとなされておりました。また、集落排水等が中に入っているため、適用外でもやむを得ないと判断いたしました。以上、報告いたします。

議長　　次に、番号4及び番号5について、加藤公夫推進委員お願いします。

推進委員　議案第5号、現地確認の報告をいたします。10月12日、鈴木哲也委員、事務局の佐々木局長補佐と私の3名で、番号4番から5番までの案件について、現地確認を行いました。番号4は、申請者の父が物置と宅地を整備して以来、宅地とし

て利用しているもので、農地への復元が容易ではないことから、適用外もやむなしと判断いたしました。番号5は、申請者の父が居宅を増築して以来、宅地として利用しており、農地への復元が容易ではないことから、適用外もやむなしとして判断しました。以上です。

議長 ただいまの報告について、23番、鈴木哲也委員より補足説明はありますか。
23番委員 はい。ありません。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(委員2名から「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 1番の千葉でございます。大変苦勞して現地確認をしていただきました番号2番になるわけなんです、おそらく河川敷内ということで、現地と公図が混乱してるエリアではなかったかなというふうに思います。おそらく河川区域指定にもなってるところで、わざわざ適用外で転用の申請を出すってということで、この方の基本的な目的っていうのは何なんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 この案件につきましては、ご本人は、この場所や現況をご存知なくて、課税で河川敷のように扱っておられてですね、相談を受けた中で、この土地は何かということが出てきたものでございます。ご相続された時点でほぼ使っておらず、農業委員会にご相談いただいて、場所がこの付近で課税も掛かってなかったもんですから、ほぼほぼ存じてなかったと。今回たまたま相談で把握されて、じゃあ地目をということになったものでございます。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 現地確認した方からの報告では、場所がよくわからなかったということなんです、そのまま総会の資料に出て通すということでもよろしいかどうかだけ確認したいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 「場所が不確定」、「現地確認したところ、場所がちょっとよくわからない」、「公図を見たところ、現地が全く合わない」といった場合、適用外で許可を出すことはいかがなものかということのお話だったと思います。この場合であれば、こちらといたしましても、極力その現地確認をして現地を特定するという業務が当然

あろうかと思えます。しかしながら、どうしても現地と公図とが全く合わない、この部分、果たしてどうなのかといった場合、全体を俯瞰してみて、例えば柳の木があってとか、もう 20 年以上も耕作されてないとか、そういった場合であれば、適用外証明として、申請を出して許可をいただくという手続きに関しても、これはちょっとやむを得ないのかなど。そのように認識しているところでございます。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 1 番、千葉英宏委員。

1 番委員 はい、ありがとうございました。

議長 8 番、星洋子委員は。

8 番委員 私も同じ質問をしようと思っていました。

議長 はい。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第 6 号、奥州市農業施策に関する意見・要望の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 この議案は、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づく「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」にあたる取り組みとなります。今年度の意見・提案書につきましては、6 月 28 日に農業委員、推進委員に対して意見・提案事項を募り、併せて農業者の声を反映させるため、事前に認定農業者協議会を通じ意見・提案事項を募ったうえで、8 月 18 日に認定農業者との意見交換会を実施いたしました。寄せられた意見・提案事項等は合計 26 件で、これらについて農政専門委員会で協議、検討を重ね、意見・提案書として調製し、10 月 6 日の運営委員会を経て、総会にお諮りするものです。内容につきましては、「1 奥州市産米

及び農業のPRについて」、「2 中山間等地域対策と遊休農地対策について」、「3 経営安定対策と水田活用直接支払い交付金について」の3本建てとなり、農業・農村の維持発展のために、必要な事項について盛り込んでおります。内容の詳細については、事前に配布しております意見提案書のとおりですので、朗読等は割愛いたしますのでご了承願います。なお、今後の予定についてですが、お手元に配布いたしましたスケジュール表のとおりとなっており、11月8日、市長に対しこの意見提案書を提出いたします。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしく願います。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分